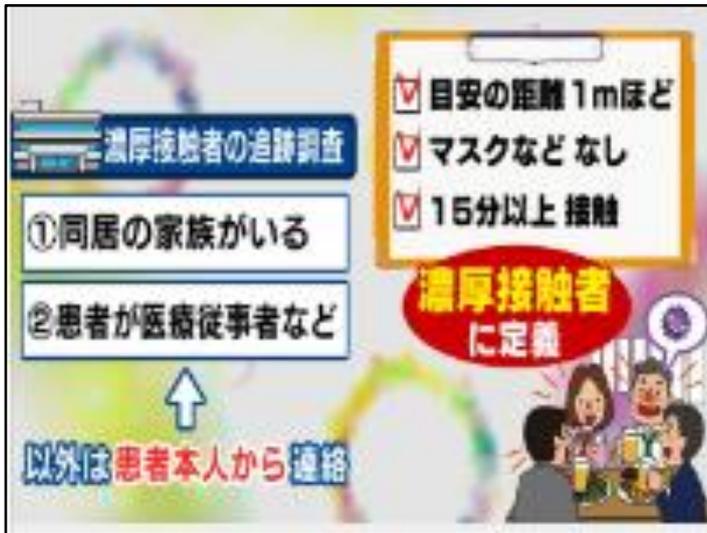


“第7波” ついに到来…感染者が再び急増中の新型コロナ 『濃厚接触者』現在の定義の例や待機ルールは

2022/7/18 東海テレビ



新型コロナウイルスの感染が再び拡大していますが、各保健センター・保健所では、濃厚接触者の追跡調査を原則行っていません。調査するのは、同居の家族がいるか、あるいは患者本人が医療従事者・高齢者施設などに勤務していないかの場合に限定しています。第6波を踏まえ体制増強も…“第7波”の急激な感染再拡大で保健所「もうギリギリ」職員たちが対応に追われる後者については、病院や施設などにいるリスクの高い人への感染が懸念される

ためです。それ以外の場合は、疑いのある人に患者本人から連絡することになっています。

「濃厚接触者」とは、例えば1メートルほどの距離で、マスクなどの対策なしに15分以上の接触があった場合に定義されることがあります。



濃厚接触者となった場合、患者と接触した最終日の翌日から7日間の待機となりますが、抗原定性検査で4日目と5日目に、またはPCRや抗原定量検査で5日目に陰性が確認されれば待機は解除となります。

ただし、8日目までは健康状態の確認やリスクの高い

人との接触などは避けることが求められています。

そして、患者の同居の家族は原則濃厚接触者と判断されています。この場合も自宅などの待機が求められます。

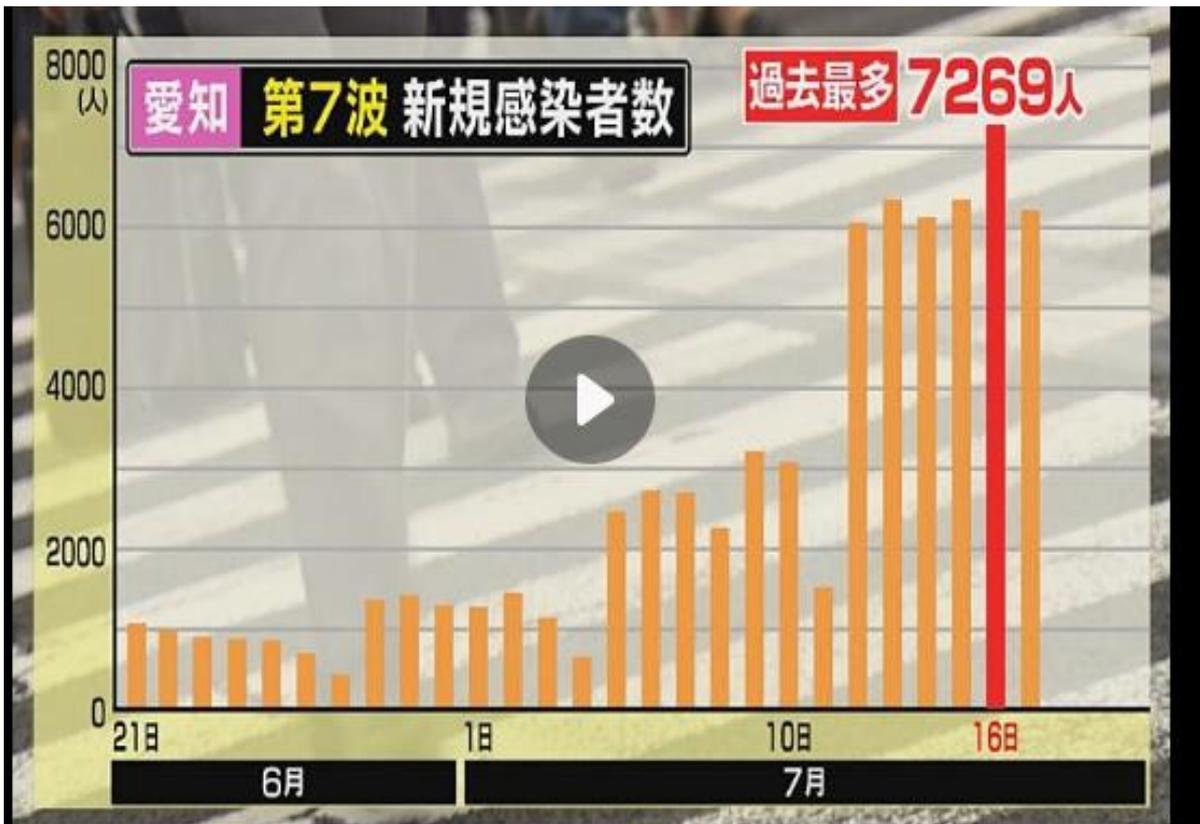
家族の発症、または家庭内での感染対策を始めた日、いずれかの遅い方から7日間の待機となります。途中で別の同居家族が発症した場合は、改めて発症日を「0日目」として待機期間が始まります。

家族の発症、または家庭内での感染対策を始めた日、いずれかの遅い方から7日間の待機となります。途中で別の同居家族が発症した場合は、改めて発症日を「0日目」として待機期間が始まります。



家族の発症、または家庭内での感染対策を始めた日、いずれかの遅い方から7日間の待機となります。途中で別の同居家族が発症した場合は、改めて発症日を「0日目」として待機期間が始まります。

第6波を踏まえ体制増強も…“第7波”の急激な感染再拡大で保健所「もうギリギリ」職員たちが対応に追われる



https://www.tokai-tv.com/tokainews/article_20220718_20293